

# 東京都公文書館だより

Tokyo Metropolitan Archives News

第6号

◇◆◆◆◆◆◆◆◆◆

【編集・発行】

東京都公文書館

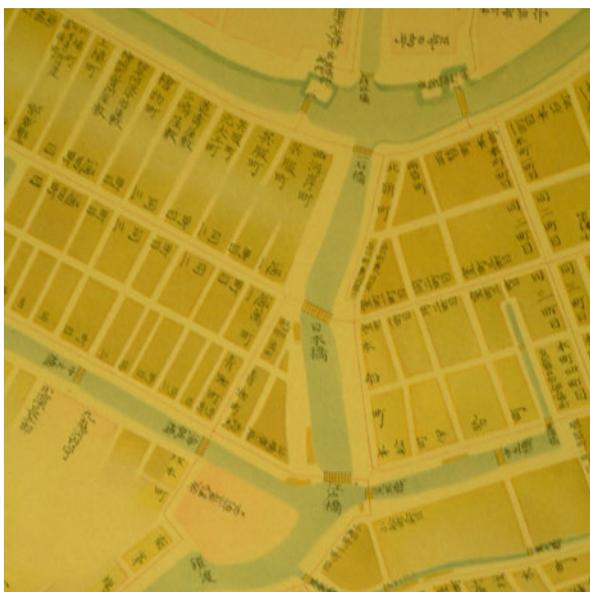
平成17年3月発行

【印刷】

株式会社サンワ

◇◆◆◆◆◆◆◆◆◆

## —所蔵資料紹介— 公文書館の書庫から



伊能忠敬「江戸府内図」（日本橋周辺の図）

### ●伊能忠敬最晩年の江戸府内図

伊能忠敬（1745～1818）。下総佐原の豪農伊能家の婿養子となり、衰微していた家運の回復を果たし、多くの窮民を救うなどの活躍を遂げたのち、晩年に至って学問を志し、ついには全国を測量して精密な日本図を作成した人物です。この測量家にして地理学者でもある忠敬については、井上ひさし氏の小説『四千万歩の男』やそのドラマ化が契機となり、単なる業績への評価にとどまらず、56歳からの偉業達成というチャレンジ精神に対して感嘆、共感が寄せられています。

忠敬の測量調査は、寛政12年（1800）の蝦夷地測量をはじめとして、10次にわたり実施されたのですが、その最後に当たる第10次測量は江戸御府内を対象とした大縮尺図作成のためのものでした。

文化12年（1815）2月3日から同19日にかけて、江戸府内第一次測量が実施されました。この時忠敬は70歳。連日出役して直接作業を指揮しました。この後、伊豆七島への第9次測量をはさんで、江戸府内第二次測量が文化13年閏8月8日からスタートしました。71歳の忠敬はさすがに第9次測量には同行せず、この江戸市中の第10次測量には時々孫の忠誨を伴って出勤するにとどまりました。ともあれ忠敬最後の測量となった江戸府内図には、後に鮮やかな着色がなされ、翌文化14年8月に完成し幕府に上納されました。忠敬は測量日記に次のように記しています。

同（八月）十九日 大曇 御府内地図大成に付上納。

### ●失われた伊能図

今回ご紹介する当館所蔵の江戸府内図は、残念ながら忠敬が上納した原図そのものではありません。いやそれどころか伊能原図は火災によりすべて失われているのです。

幕府に上納された原図は江戸城の紅葉山文庫に収納されていましたが、明治維新後も地誌編纂の参考用として皇居内にとどまりました。ところが明治6年（1873）5月5日、宮内省から出火して皇居一円を焼失、明治天皇は赤坂離宮に難を逃れたものの、貴重な建造物と史料は灰燼に帰しました。その中に伊能原図も含まれていたのです。

では近年発見されたり紹介されたりして話題になっている伊能図とは何なのか、そうお思いの方もいらっしゃるでしょう。伊能図研究では今日伊能図として紹介されているものは次の3つに類別しています。

- ア 忠敬と全国測量事業の関係者が作成した図
- イ アの図を江戸時代に写した図

ウ アの図を明治時代以降に写した図

伊能図研究においてはこの内アを「副本」と呼び、イ・ウを「写本」と呼んで区別しています。

副本の多くは伊能家に残されていたもので、現在佐原市に寄贈され、伊能忠敬記念館が保存・展示しています。写本の多くは、地理・測量に関連した公的機関などで作成されたものが多く、国土地理院・気象庁・海上保安庁などに伝えられています。

●残された江戸府内図

それでは江戸府内図の残存状況はどうなっているのでしょうか。

結論から述べると、正図は明治6年に焼失、副本も関東大震災時に焼失、写本が次の機関に残されています。なお、江戸府内図は江戸実測図とも呼ばれていますが、もともと北部・南部に分割されていたらしく、機関によってはその片方だけが残っている場合もあります。以下寸法はcmです。

・国土地理院（南北揃い）

北部 185×288 明治期に複製

南部 196×314 同上

・神戸市立博物館（南部のみ）

198×314 来歴は不詳。

・国立国会図書館（北部のみ）

①192×295 気象庁寄贈本

②202×289 同上

・国立歴史民俗博物館（南部のみ）

202×315 購入

●大正東京博覧会と江戸府内図

当館所蔵の江戸府内図は大正3年（1914）に東京府主催で開催された大正東京博覧会に当たり、当時の東京市役所市史編纂室が出展のために複製したものです。のちに、この複製図を20分割して『東京市史稿附図』として刊行した際の説明書によるとその経緯は次のようなものでした。

先に述べた明治6年の皇居炎上後、政府は伊能家を説得して副本を献上させていました。この中に江戸府内図の副本も含まれていたのです。同副本は内閣文庫の所蔵となり、東京帝国大学図書館に保管されました。東京市役所市史編纂室ではこの写本を作成し博覧会に展示するため、「審美書院に命じてこれを謄写」し、さらに「京橋九州倶楽部楼上において影写」させたのでした。この時2

枚あった原図を合わせて巨大な1枚の写図が作成されたのです。

こうした東京市役所の計画は功を奏し、大正東京博覧会という晴れの舞台で、伊能忠敬最晩年の江戸図が広く紹介されました。

しかし、先に記したように、この後大正12年9月1日の関東大震災で東京帝国大学図書館は焼失、伊能図の副本の多くがまたもや失われてしまったのです。

●展示と閲覧

こうして正本と副本がともに失われてしまった江戸府内図ですから、彩色も含めて忠実に複製された当館所蔵図及びそこから作成された分割図の資料的価値は極めて高いものといえるでしょう。

平成16年10月末から11月上旬にかけて開催された、都立中央図書館・江戸東京博物館・東京都公文書館3館所蔵資料展「江戸のかたち 東京のすがた」では、20分割された図を356cm×328cmの巨大パネルに貼り合わせて展示しました。大正3年以来90年ぶりにその全容を現した伊能忠敬の江戸府内図は、細部にわたる詳細な描写を重ねながら、全体として、街道と水系が張り巡らされた、ダイナミックな都市江戸の姿を浮き彫りにしました。

当館においては、スペースの関係で20分割した『東京市史稿附図』を閲覧していただくこととなりますが、複製だけに手に取ってじっくりとご覧になることが可能です。伊能忠敬の偉業の一端に触れていただくことができれば幸いです。



平成16年度所蔵資料展 伊能図パネル  
（都立中央図書館提供）

## 「庁内刊行物目録」について

### 庁内刊行物って何？

昨年の10月から当館ホームページ上で「東京都公文書館所蔵 庁内刊行物目録」が閲覧できるようになりました。庁内刊行物とは、官公庁が印刷し発行した資料のことをいいます。呼称はいろいろですが、郷土資料・逐次刊行物等と呼ばれて郷土資料室などに収蔵されていることが多いようです。分類の方法は、各館独自の区分や整理が行われ、図書資料とは違った位置に置かれています。図書とも、公文書とも、そして古文書等とも違う、位置づけの難しい資料であることから、「灰色文献」(Gray Literature)ともいわれています。

当館では、東京都の前身である東京府や東京市の発行した印刷物と、昭和18年7月以降発行した東京都の印刷物を、「庁内刊行物」と呼んでいます。

発行者別に見ますと、東京府の刊行物は約740冊、東京市の刊行物は約3,200冊、東京都発行の刊行物は約71,000冊、総数約75,000冊となっています(平成14年3月末現在)、東京府・東京市の刊行物は、戦災で多くの公文書とともに焼失してしまったため大変少なく、当時の先人達の努力で、戦時疎開した資料が、利用されているのです。



刊行物書庫

### 公文書との違いは？

公文書の保存や収集については、情報公開制度との関係や、歴史資料の保存運動で話題にのぼることがあります。しかし、印刷物は公文書と異なって忘れられがちな存在と言えます。

公文書の保存が完全に行われることは好ましいことですが、現実問題として全ての公文書を保存することは物理的に不可能です。このため、行政上必要とされるものや住民が必要とする情報を提供する観点から、歴史資料の選択が必要となります。

公文書には、その案件の内容全てが含まれているとは限りません。経験的には、印刷物作成や調査委託に関する公文書の内容は、印刷することや委託の意思決定であり、作成物や委託した成果物は公文書と一緒に保存していないのが現実の姿です。

つまり、委託の成果物は調査報告書として、印刷物で報告をされるのが一般的となっています。

調査や報告書などの詳細を把握するには、公文書と印刷物の両方が揃うのがベストですが、印刷物だけでも貴重な資料となります。

公文書を一次資料とすると、印刷物は二次的資料として扱われますが、公文書と同様に重要性を持つことには変わりなく、公文書と印刷物はいわば車の両輪と言ってもよいでしょう。

公文書は1部しか作成されませんが、印刷物は数百から数千部が刊行されます。

### 「市政週報」の世界

その残された資料の中から、公文書の少ない日中戦争前後に刊行された「市政週報」を紹介します。そこには、公文書と同様に、生き生きとした情報が含まれています。

東京市が発信する情報は、「東京市公報」によって伝えられていました。しかし、昭和14年4月から公文、公告および統計は「市公報」に、市区政の解説その他広告は「市政週報」で掲載されることになりました。以後、昭和18年7月の都制施行により、誌名を「都政週報」改め、昭和19年12月2日の廃刊まで発行しました。



市政週報

このように「市（都）制週報」は、東京市（都）民向けの行政広報誌としての役割を果たしていたものです。紙面には、各時期の行政施策の解説や関連記事、区政・町会ニュースを中心に、時の話題が紹介され、市民からの投書欄が設けられるなど、戦時下の市民生活に欠かせない情報が掲載され、当時の東京市の広報活動と、市民生活の一断面を示す資料ともいえるものです。

例えば、昭和14年発行当時は、「古材を利用して市電池袋線開通」とか「IOC委員ブランデー氏来朝（昭和15年9月予定の幻の東京オリンピック関係）」などの記事を見ることができます。昭和15年には「国民精神総動員銃後の護りを固めよ」「7月から変わる切符制の注意」などの記事が増え、昭和18年は「帝都防空の心得」や「戦時お台所学校の開設」と、年を経るごとに市民生活全般に戦時下の影響が出ています。戦争が激化し、市民生活に色々な制約が生じてくる様子を刊行物資料から見ることができます（詳しくは当館発行『都史紀要36 戦時下「都庁」の広報活動』を参照）。

### 刊行物の収集—現状と課題

当館の印刷物の収集は、「東京都印刷物取扱規程」および「同規程の一部改正について」により、印刷物を作成したら、文書課長に1部配布し、それを東京都公文書館長が保存する決まりになっています。

しかし、近年の文書は紙に印刷するという手段から、電子的な媒体で作成されることが増えつつあります。CDやインターネットで公開される情報です。これらを体系的かつ継続的に収集する方法が求められています。特にインターネットで公開される情報は、一過性のものと歴史的資料となるものと両方が存在します。これらを選択し保存することが今後の重要な課題として早急な手当が必要になっています。

当館では、東京府・東京市の発行した印刷物は、1点1冊ないしは2冊程度の保存でしかありません。使用頻度が多くなればなるほど、閲覧の手ずれや、破損で印刷物の傷みが増える危険があります。しかし、破損したからといって、同じ印刷物を再度入手することは困難です。特に古い印刷物の入手は簡単ではありません。

そのため、原本を保護する観点から、古い印刷物をマイクロフィルムに撮影し、マイクロフィルムでの閲覧をお願いしています。現在のマイクロフィルムは、保存環境が整っていれば長期の保存が可能と言われています。

東京府・東京市刊行物の保存は、原本とマイクロフィルムでの保存という2本の柱からなっています。

印刷物も歴史資料の一部です。大切に保存し、有効に活用していただけるよう今後とも努力を続けてまいります。



東京府・東京市書架

## はじめに—「御江戸」「大江戸」のひみつ、最近の研究から—

う～ん、そうですね。仰るように、「御江戸」「大江戸」という言葉は、色々なところでよくみかけます。みなさんもよくご存じのように、テレビの番組名（NHK 総合テレビ「パロディ お江戸でござる」）から、地下鉄の名称（「大江戸線」）に至るまで、頻繁に登場します。

……でも不思議ですね。単に「江戸」といえばよいところを、こうやって何かと「冠」がつきまです。それはなぜなのでしょう？ そして、各々いつ頃から使われているのでしょうか？

という訳で、今回は「御江戸」「大江戸」という言葉の歴史を、最近の研究成果をもとにご案内することにしましょう。

## ①「御江戸」をめぐる

## 世界でオンリー・ワン？

江戸の研究者によると、地名に「御」をつけるのは江戸だけであるそうです。この説の当否はわかりませんが、確かに地名の呼び方としては、かなり珍しいのではないのでしょうか？

「御江戸」の「御」は、そこに住む将軍への敬意を表すのだろう、といわれています。他の例として「み吉野」「み熊野」という言葉もありますが、それは文学的美称でしょうし、「御伊勢参り」の「御伊勢」は伊勢神宮そのものを指している、と理解すべきです。「大日本帝国」「大韓民国」などの「大」の場合は、国号ですから、この際、別に措いておきましょう。

川柳に「御の字の付た所は江戸計り」というのがあります。江戸の人たちも「御江戸」の「御」を江戸だけの特別なものと考えていたようです。

## 17世紀から定着した可能性あり

それでは、この「御江戸」という言葉、いつごろから使われていたのでしょうか。

「御江戸」の使用例が初めてみえるのは、元和4年（1618）の「竹斎」で、「形は色々品川や、



「慶応改正御江戸大繪図」（東京都公文書館蔵）  
「御江戸」という言葉はいたるところで使われた。

渡ればこゝぞ武蔵鎧、懸けて思ひし糸桜、花のお江戸に着にけり」です。次の2例目は、その約60年後の延宝8年（1680）の「元のもくあみ物語」で、「お江戸は近しと悦びて」であるといわれてきました。

この2例の60年の開きから、これまで17世紀中頃には一般には普及していなかった言葉とされてきました。

ところが最近、古い「御江戸」の使用例がいくつかみつかりました。

(A) 寛文2年（1662）8月 「返答書相認年寄百姓召連、御江戸え罷出候処」—武蔵国埼玉郡平戸村文書

(B) 寛文2年（1662）11月 「御江戸ニ、瓜といや（問屋）二間（軒）、名主九郎兵衛相定」—武蔵国多摩郡小川村文書

(C) 寛文8年（1668） 「見渡せば柳原やけ桜田やお江戸の……」—寛明日記

などがあります。従って、従来の指摘とあわせると、元和4年（1618）、寛文2年（1662）8月（上記A）、寛文2年（1662）11月（上記B）、寛文8年（1668）（上記C）、延宝8年（1680）、という順番になります。こうみてゆくと、17世紀中頃には「御江戸」が普通に使われていたことがわかります。案外古い言葉なのです。

つまり、17世紀中頃までに、江戸は段々と日本の中心地としての役割を担ってゆきます。それにつれて「御江戸」という言葉も次第に定着していったのでしょう。

## ②「大江戸」をめぐる

### どこまで遡れるの？

一方、「大江戸」という言葉も江戸時代からあります。

江戸研究者で江戸東京博物館の館長である竹内誠氏によれば、「大江戸」の使用が初めて認められるのは、寛政元年（1789）の山東京伝『通気粹語伝』においてである、ということです。また、概ね18世紀後半には定着するのではないかと指摘しています。江戸東京博物館企画展「大江戸八百八町展」でも、この竹内説にしたがって『通気粹語伝』が展示されました。

ところが最近、とうとうこの竹内説よりも古いものがある、という発言が出ました。

「……竹内誠さんは、早い時期の用例として寛政元年（一七八九）刊の山東京伝の洒落本の『通気粹語伝』を挙げているんですね。しかし、これはもうすこし遡れるようで、私の知っている限りでは、明和八年（一七七―）には成稿していたといわれる建部綾足の『本朝水滸伝』第十九条に「大江戸」という言葉が出てきます。……」 楳斐高氏発言『国文学 解釈と鑑賞』（2003.12）。

これに従えば、今後展示するときは『本朝水滸伝』を出さねばなりません。もっとも、これよりも古い事例が発見されなければ、ですが。

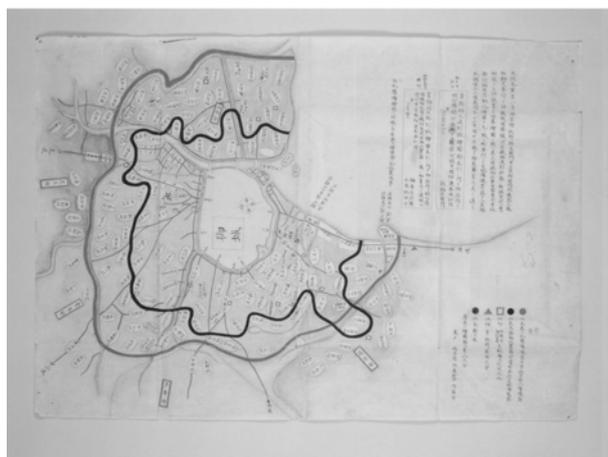
### 江戸の市街地の広がり「大江戸」

いずれにせよ、最初はどうあれ、18世紀後半に定着したという見解は揺るがないようです。

「大江戸」のイメージは、18世紀後半以降における、江戸の町範囲のひろがり江戸文化の成熟からきています。この町範囲は東京都公文書館蔵の文政元年（1818）「旧江戸朱引内図」にみることができます。ここで「朱引」（朱で引かれた線）に示された範囲が、江戸の範囲と公認されました。その範囲は、東は平井・亀戸あたり、西は代々木・角筈あたり、南は品川あたり、北は千住・板橋あ

たりで、ちょうど現在の山手線域と隅田川以西を合わせた範囲でした。

この「大江戸」という言葉と、朱引の範囲を示す「四里四方」という言葉とは、セットで出てくるのが少なくありません。例えばかわら版に「四里と四方の大江戸ハ、ものごとばんたんふそく（不足）がない」というのがあります。



「旧江戸朱引内図」（東京都公文書館蔵）  
「大江戸」の完成型を示す。

### おわりに—江戸の発展とともに—

以上をまとめますと、①「御江戸」という言葉が初めて現れるのは元和4年（1618）で、遅くとも17世紀中頃には普通に使われ、②「大江戸」という言葉は明和8年（1771）まで遡ることができ、18世紀後半には普通に使われた、ということがいえます。

従って、「御江戸」の成立は、17世紀中頃の「江戸＝日本の中心地」観を象徴し、「大江戸」の成立は、18世紀後半の都市域の広がりとその繁栄を象徴する、ともいえるのです。

#### <参考文献>

西山松之助『江戸ッ子』（吉川弘文館、1980） 高尾善希「江戸東京博物館企画展示『大江戸八百八町展』をめぐる」（竹内誠監修・大石学編『都市江戸への研究視座—大江戸八百八町展・武家拝領地・江戸首都論—』、名著出版、2004） 竹内誠「江戸の地域構造と住民意識」（『講座日本の封建都市』第2巻、文一総合出版、1983） 「座談会江戸を語る」楳斐高氏発言（『国文学 解釈と鑑賞』至文堂、2003.12）

## 新刊案内 『重宝録』第五／『東京市史稿』産業篇第四十六

## 『重宝録』第五

当館が所蔵する『重宝録』は深川地域の町名主が記録・編集した貴重な江戸町方史料です。当館では本編 24 巻に附録 2 巻を加えて全部 26 冊からなるこの大部な史料群を順次復刻刊行してきましたが、今年度はシリーズ第五冊目を刊行しました。いよいよ来年度の『重宝録』第六をもってすべての復刻が完了することになります。

さて、今回刊行した『重宝録』第五には、もとの史料の巻二十二から巻二十四を収録しました。

この三巻には「町会所撰要」という副題が付けられており、寛政改革の柱の一つとして江戸に設置された備荒貯穀・救済機関である町会所に関する詳細な記録となっています。

町会所には次のような機能がありました。

- (1) 困糶 非常時における救済用の米・銭を備蓄すること
- (2) 貸付 備荒貯穀の補助機能として、土地や地代・店賃収入、あるいは名主役料などを担保とした低利融資を実施すること
- (3) 窮民救済 平時における「定式救済」と非常時における救済を実施すること。非常時の救済には、「類焼救済」のように一部の被災困窮者のみを対象とするものと、飢饉・疫病・物価騰貴・地震などによって江戸町方全体が危機に瀕した際に、都市下層民全体を対象に実施する「臨時救済」とがありました。

このように町会所は都市社会政策として重要な意義をもつものでしたが、その運営形態も斬新なものでした。それはどのような点かという点、特権的有力商人から選ばれた「勘定所御用達」、町会所事務担当の年番名主、地主・家主から任用された「座人」により実務的な運用が図られたという点です。いわば民間のノウハウと事務能力を活用したということになるでしょう。

このような町会所への諸届や申請のため、町名主側にも一定のマニュアルや雛形が必要とされます。本書に集録した「町会所撰要」は町名主レベルで事務遂行の参考となる町会所関係の諸記録をまとめたもので、町会所機能について具体的な事

実を明らかにするとともに、町役人の業務の実態や、融資・救済を通じた都市社会の様相など、豊かな内容を引き出すことができるでしょう。

## 『東京市史稿』産業篇第四十六

『東京市史稿』は、明治 44 年(1911)に第 1 冊目を刊行して以来、戦時中・戦後の中断をはさみ、現在まで続く息の長い史料編さん物です。現在は江戸の産業・経済・流通に関する史料を編年体で掲載する産業篇のみを編さん刊行しています。

平成 13 年度に刊行のペースアップを図る計画をとりまとめ、それに従って 2 年間の悉皆的史料調査を実施してきたところですが、この成果を生かして、いよいよ刊行を再開しました

今年度に刊行された『東京市史稿』産業篇第四十六には、文化元年(1804)から同 4 年(1807)までの史料を収録しました。

江戸の定飛脚仲間が公定価格を定め、幕府の承認を得ようとする動き、これに対抗する十組問屋との駆け引き。あるいは繰綿・藍といった重要品目の流通に関わる動向。また出版統制に関わっては、喜多川歌麿や歌川豊国が処罰されたり、絵入り読み本取締りについて山東京伝・滝沢馬琴が意見具申をするなどといった注目すべき事実のほか、興味深い史料が満載されています。

また収録史料とその時代に関心を持って頂くために、附録を作成してわかりやすくおもしろい記事をご提供することにしました。

これらによって、都市史研究者は勿論、広く江戸に興味を寄せられる方が、直接に史料に接してさまざまな新しい発見をしてくださるようお願いいたします。

『重宝録』第五・『東京市史稿』産業篇第四十六は、下記の場所で販売しています。

記

場所：都民情報ルーム（都庁第一本庁舎 3 階）

電話：03-5388-2276

価格：『重宝録』第五 2,150 円

『東京市史稿』産業篇第四十六 4,660 円

## 当館のご利用方法

### ◇ どうぞ一度ご来館ください

東京都公文書館は、書架延長にしておよそ13kmの公文書、印刷物、図書類、和書類、地図類等を保有しています。

### ◇ でもその前に～

当館の閲覧や複写に予約の必要はありませんが、次のような場合は、事前にご連絡ください。

- ・専門的な調査や、古い資料についてのご相談
- ・大量に資料を利用したい場合
- ・撮影したい場合

### ◇ 入館したら～

当館1階入口で入館受付を済ませます。バッグ等お荷物をお持ちの方は、閲覧室の手前に設置のロッカー（無料）に、筆記用具以外の持ち物を入れてください。その後、閲覧室へお入りください。

### ◇ 閲覧室では～

窓口担当職員に、お調べになりたいものをお話してください。お調べの内容に沿うような目録やパソコンによる検索で、閲覧したいものを特定し、当館にそなえてあります「閲覧票」にご記入・ご提出ください。職員が書庫からお出しします。

また、資料でマイクロフィルム化されているものは、原本保護のためマイクロフィルム閲覧室で

閲覧をお願いします。

### ◇ 複写したい場合は～

複写を希望される方は、当館に備えてあります「複写申請票」にご記入・ご提出ください。電子式複写は、一人又はグループで1日20枚までです。ただし、マイクロフィルムからの複写については枚数制限がありません。いずれも1枚20円で複写できます。

### ◇ 閲覧・複写できる資料は～

当館の資料は原則としてご利用できますが、次のものは除きます。

- ①作成又は取得をして30年を経過していない公文書
- ②「東京都公文書館における公文書等の利用に関する取扱規程」第2条第2項又は第3項により一般の利用が制限されている次の公文書等

- ・個人情報等が記録されているもの
- ・利用によって破損や汚損を生じるおそれがあるもの
- ・現に館において使用しているもの（目録作成など保存及び利用の開始のため館において使用しているものを含む。）
- ・一般の利用に供しないことを条件として寄贈された資料

## 利用案内・交通案内

### 【利用案内】

#### ①開館日時

- ・月曜日から金曜日まで（9時～17時）

#### ②休館日

- ・土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日
- ・年末年始（12月28日～1月4日）
- ・臨時の休館日として公示した日

#### ③閲覧停止日

- ・奇数月の第3水曜日（祝日の場合は翌日）

【所在地】 〒105-0022

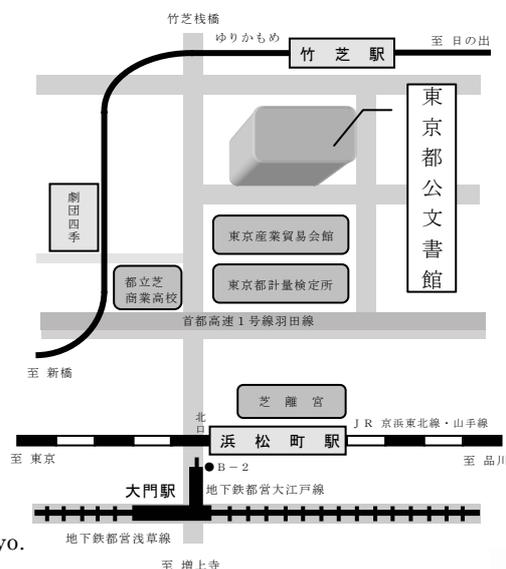
東京都港区海岸1-13-17

【TEL】 03-5470-1334

【FAX】 03-3432-0458

【ホームページ】 <http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives>

### 【案内図・交通機関】



① J R「浜松町」駅北口（新橋方面）下車（徒歩7分）

② 地下鉄都営大江戸線浅草線「大門」駅（B-2）下車（徒歩9分）

③ 東京臨海新交通（ゆりかもめ）「竹芝」駅下車（徒歩2分）

④ 都営バス「竹芝棧橋入口」下車（徒歩0分）  
[浜95 東京タワー→品川車庫]

⑤ 都営バス「竹芝棧橋」下車（徒歩2分）  
[虹01 浜松町⇄国際展示場駅]